

特集

2

家電製品を安全に使うために

一般財団法人電気安全環境研究所

安全な家電製品の選び方

家電製品には、PSEマークを表示することが電気用品安全法で義務づけられています。そのため、電気用品の製造・輸入を行う事業者は、国の要求している安全基準に適合させる義務があり、適合した製品であることを示す印として、 や  のPSEマークを表示することになっています。そのため、電気用品として規制の対象になっている製品を購入する際は、PSEマークの表示を確認しましょう。

PSEマークの表示例



 のマークは、法律を守って製造または輸入された「特定電気用品」に表示されるマークで、検査を行った登録検査機関*1の名称(●●●部分に「JET」など)も表示されます。

「特定電気用品」には、主に部品(電線、ヒューズ、コンセントなど)、消費者があまり目にするものない場所で使用されるもの(電気温水器、ポンプなど)、子どもやお年寄りが使うものや肌に直接触れるもの(おもちゃ、マッサージ器、家庭用治療器など)などがあります。



 のマークは、法律を守って製造もしくは輸入された「特定電気用品以外の電気用品」に表示されるマークです。

「特定電気用品以外の電気用品」には、家庭などのコンセントにつないで使用するもの(冷蔵庫、洗濯機、エアコン、テレ

ビなど)などがあり、製造・輸入事業者が、自分たちで安全性を確認したものに表示することになっています。

PSEマークの表示が必要な電気用品とSマーク

電気用品には、特定電気用品(116品目)と特定電気用品以外の電気用品(341品目)があり、リストは、次のウェブサイトでそれぞれ確認することができます。



https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/specified_electrical.html



https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/non_specified_electrical.html

また、PSEマークとは別に、第三者が安全試験に加えて、工場の品質管理なども確認したものは、Sマークが表示されています。



より、安心して電気製品を選ぶためには、Sマークの表示を確認するとよいでしょう。

Sマークは、認証機関の検査により、電気製品として安全性が確認されたことを示すもので、マークには認証機関を示すロゴも表示されています。より安全な家電製品を選ぶには、こうした安全マークの表示を確認するように心掛けましょう。



左から、(一財)電気安全環境研究所、(一財)日本品質保証機構、(株)UL Japan、テュフラインランド ジャパン(株)

*1 経済産業省「登録検査機関一覧」 https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/cab_list.html

家電製品の安全性に関する法令による枠組み

一般消費者が国内で使用する電気用品による危険(感電、火災等)と障害(電波障害等)を防止することを目的とした法律が「電気用品安全法」です。

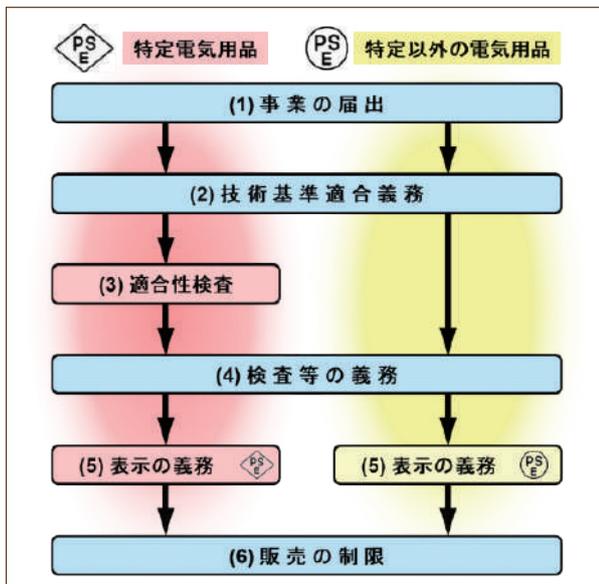
この法律の目的を果たすために、電気用品が流通する前と流通した後それぞれ次のようなしくみが整備されています。

〈流通前規制〉

電気用品の製造および輸入を行う事業者に要求される、製品が流通する前の規制は次のとおりです。

- (1) 事業の届出(第3条)
- (2) 技術基準適合義務等(第8条)
- (3) 特定電気用品の第三者登録検査機関による適合性検査(第9条)
- (4) 自主検査義務(第8条)
- (5) 表示義務(第10条)
- (6) 販売の制限(第27条)

流通前規制の手続きフロー



〈流通後規制〉

流通前規制の手続きを履行した届出事業者に対して、国が行う流通後の規制は次のとおりです。

- 改善命令(第11条)
- 表示の禁止(第12条)
- 危険等防止命令(第42条の5)
- 報告の徴収(第45条)
- 立入検査等(第46条)
- 電気用品の提出(第46条の2)
- 罰則(第57条～第60条)

電気用品に関するその他の規制

● 重大製品事故情報報告・公表制度

ガス瞬間湯沸かし器による一酸化炭素中毒死傷事故や家庭用シュレッダーによる幼児手指切断事故などを踏まえ、2007年5月14日から電気用品の届出事業者(製造・輸入事業者)は、電気用品が消費生活用製品安全法に基づく消費生活用製品であった場合、当該製品にかかわる死亡事故、重傷病事故、後遺障害事故、一酸化炭素中毒事故や火災等の重大製品事故が発生した際に、内閣総理大臣(消費者庁)に対して事故発生を知った日から10日以内に報告しなければなりません。

また、販売・修理・設置工事業者であっても、重大製品事故を知った時点で、直ちに製品の製造・輸入事業者へ報告するよう努めなければならないとされています。

国は、重大事故情報が報告されると、重大な危害の発生および拡大を防止するため必要があると認められるときは、製品の名称および型式、事故の内容等を迅速に公表することになります。

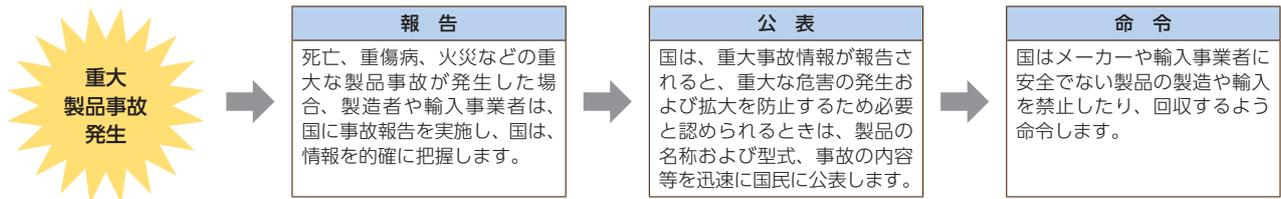
詳細については、経済産業省のウェブサイトを確認してください*2。

● 長期使用製品安全点検・表示制度

長期間の使用に伴い生じる劣化(経年劣化)により安全上支障が生じ、特に重大な危害を及ぼすおそれの多い9品目について「長期使用製品安全点検制度」が設けられています。

*2 経済産業省「製品事故情報報告・公表制度の概要」 https://www.meti.go.jp/product_safety/producer/lecture01.html

製品事故情報報告・公表のフロー



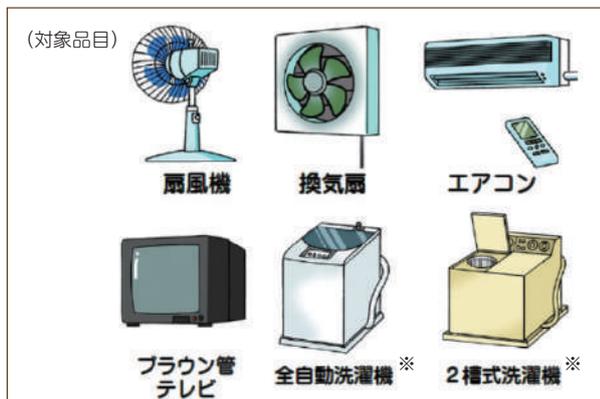
本制度は、次に示す9品目についての製造または輸入事業者に加えて、小売販売事業者、不動産販売事業者、建築事業者、ガス・電気・石油供給事業者などの事業者、さらには消費者等、それぞれが適切に役割を果たして経年劣化による事故を防止するための制度です。(2009年4月1日より施行)

長期使用製品安全点検制度の対象電気用品(9品目)

- 屋内式ガス瞬間湯沸器(都市ガス用)
- 屋内式ガス瞬間湯沸器(プロパンガス用)
- 屋内式ガスバーナー付ふろがま(都市ガス用)
- 屋内式ガスバーナー付ふろがま(プロパンガス用)
- 石油給湯器
- 石油ふろがま(石油風呂釜)
- FF式石油温風暖房機
- ビルトイン式電気食器洗機
- 浴室用電気乾燥機

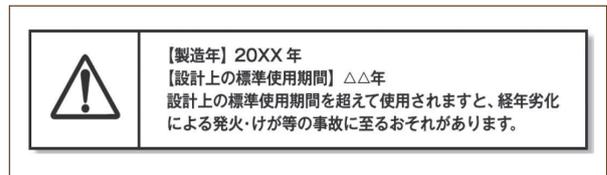
また、経年劣化による注意喚起表示の対象となる次に示す5品目について、経年劣化による重大事故発生率は高くないものの、事故件数が多い製品であることから、消費者等に長期使用時の注意喚起を促すため「長期使用製品安全表示制度」が設けられています。

長期使用製品安全表示制度の対象電気用品(5品目)



※ 具体的には、洗濯機(乾燥装置を有するものを除く)および脱水機(洗濯機と一体となっているものに限る)

長期使用製品安全表示制度の表示例



取扱説明書を活用し 正しく使おう

私たちの日々の生活で便利に使われている家電製品ですが、使い方を誤れば思わぬけがや火災につながるおそれがあります。そのため、使用する前に取扱説明書をよく読み、正しく安全に使用するように心掛ける必要があります。取扱説明書は、大切に保管し、製品を使用中に何か気になることがあった場合に確認できるようにしておくといよいでしょう。

電気用品の誤った使い方による事故の発生を防ぐために、電気用品安全法「電気用品の技術上の基準を定める省令」において、消費者が製品を正しく使うために必要な情報を取扱説明書等に明記することとしています。

また、故障や動作不良などが発生した場合の対処方法や問い合わせの連絡先などの情報も、取扱説明書には記載されています。そして、製品によっては交換する必要がある消耗品などについても案内されていますので、製品を購入した際は、使用する前に確認するように心掛けましょう。

快適な日々の生活に欠かせない家電製品。乱暴に扱うことなく適切に使えば、感電や火災などを過剰に心配する必要はありません。ここでは皆さんに安全に使ってもらうため、危険な使い方をまとめました。

① たこ足配線	 <p>たこ足配線</p>	<p>複数の家電製品を同時に使用する際は、どうしても「たこ足配線」になってしまいますが、マルチタップ付きの延長コードには「1,500Wまで」といった表示があります。そのため、つないだ電気製品の使用電力の合計が、表示の容量を超えないようにする必要があります。そこで、接続する製品の配分を考えるのも電気的安全対策の1つです。「たこ足配線」自体に問題があるものではありません。</p>
② コードを束ねて使用	 <p>電源コードを束ねて使っている</p>	<p>電源コードを束ねたまま使用すると、コードの熱が放熱しにくく過熱するため危険です。その熱でコード被覆が溶けてショートし、火災の原因になってしまいますので、コードは伸ばして使用しましょう。</p>
③ 暖房器具の近接使用	 <p>電気ストーブをつけたまま寝る</p>	<p>燃えやすいものの近くで電気ストーブなどの暖房器具を使うと、火災の原因になりますのでやめましょう。</p>
④ スイッチの消し忘れ	 <p>ドライヤーをつけっぱなしで放置</p>	<p>ドライヤーやアイロンなどのハンディー型の家電製品を使うときは、使用後に「電源OFF」と「電源プラグを抜く」ことを忘れないようにしましょう。また、使用中にその場所を離れる場合は「電源プラグを抜く」ことを忘れやすいので特に注意が必要です。</p>
⑤ コードの踏みつけ	 <p>コードを家具で踏んづけている</p>	<p>コードを家具などで踏んづけていると、コードの内部の電線が部分的に断線するおそれがあります。また、電線が細くなってしまうことで発熱し火災の原因になってしまうことがあるので注意が必要です。</p>
⑥ 電源プラグの汚れ	 <p>溢れかたがちな電源プラグ</p>	<p>長い間、コンセントに差しっ放しになっている電源プラグにはほこりがたまりがちです。そこに湿気が加わることで、電源プラグの刃の間で火花放電が繰り返され、その熱でコンセントに接する絶縁部を加熱して、電源プラグの刃と刃の間に「トラック」と呼ばれる電流の通り道が生じ、そこから放電により発火(トラック現象)することがあります。長期間差したままの電源プラグは、定期的に点検して汚れを拭き取るようにしましょう。</p>
⑦ 変な音や臭い	 <p>換気扇や扇風機から変な音や臭いがする</p>	<p>家電製品を使用中に普段と違う音や臭いを感じたときには、直ちに使用を中止し、電源プラグを抜き、購入店やメーカーに問い合わせるなどをして事故を未然に防ぐように心掛けましょう。</p>

その他の事例：地震などでブレーカーが動作して停電した場合は、地震後にブレーカーを投入する前にコンセントに接続している製品の電源プラグを抜き、周囲の安全確認をしてから投入することで、火災等の発生防止につながります。